

声 明

2001年に兵庫県姫路市の郵便局で起きた2人組による強盗事件の犯人として懲役6年の刑を受けたナイジェリア人のジュリアスさん(仮名)が、えん罪を訴え再審を求めている花田郵便局事件で、最高裁判所第一小法廷(山口厚裁判長)は3月30日、特別抗告を退け、再審請求を棄却する決定を行った。決定は裁判官全員一致で、無実の叫びを「単なる法令違反、事実誤認の主張」と一蹴した。私たちは満身の怒りを込めて抗議する。

昨秋、本件でただ一人の弁護人が急病に倒れ、意識回復が見込めない状態と診断された。そのためジュリアスさんは第一小法廷に対し、弁護人不在の現状で決定を出さないでほしいと、電話、上申書、書記官への口頭の要請などで数次にわたって要請しており、後任の弁護士探しもすすめていた。そのことを知りながら行われた今回の棄却決定は、血も涙もない所業である。

国際自由権規約は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する」と規定しており、その権利には「自ら選任する弁護人と連絡すること」も含まれている(第14条3(b))。この規定の主語は「すべての者」とされており、再審裁判にも援用できる規定と解されるが、我が国では弁護人をつける権利すら軽視されていると言わざるを得ない。

そもそもジュリアスさんに嫌疑をかけられた理由は、ジュリアスさんが借りていた倉庫から強盗の被害金、犯行車両ほか犯人の遺留品が発見されたことである。しかし、遺留品からはDNA、毛髪、指紋など、ジュリアスさんと結びつくものは発見されておらず、ジュリアスさんを犯人とする証拠はない。加えて事件後、犯人の一人が改心して自首し、共犯者はジュリアスさんではないと証言した。この犯人は本件倉庫で働いていた者で、当日、倉庫は開いていたので無断使用したとも証言している。

確定判決は、倉庫の使用はジュリアスさんの関与がなければ「容易ではない」ので、犯人性が「強く推認される」という理由で有罪認定した。しかし、従業員が倉庫を無断使用できないとの証明があるわけではなく、有罪認定は、きわめて脆弱な「証拠」構造で成り立っている(有罪判決は事件後、郵便局や倉庫の近くにジュリアスさんがいたことを「状況証拠」とするが、それらの場所はジュリアスさんの生活圏内である。他の「状況証拠」も犯人性の証明にはならない)。

再審請求で提出された新証拠には、ジュリアスさんが倉庫の扉を開けっ放しにして不在だったり、日頃から様々な人が入れ替わり出入りしていたことを裏付ける複数の証言、陳述がある。また、犯人の靴のサイズがジュリアスさんより小さいことや、犯人が残した帽子に付着していたDNAや毛髪が、ジュリアスさんと別人のものであることを裏付ける鑑定などがある。これらを、上記の旧証拠と合わせて総合評価すれば、有罪判決には合理的な疑いが生じることは自明である。今回の決定は、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を再審にも適用するとした最高裁の白鳥・財田川決定に違反するものである。

懲役刑を受けたことを理由として、ジュリアスさんには退去強制令が発付されている。ジュリアスさん夫妻と子どもたちは、20年を越えて家族離散の恐怖を抱えている。再審が認められなければ、ジュリアスさんひとりの問題ではなく、妻、小学生を含む子どもたちが夫や父親を失うという家族の人権問題でもある。

重大な事実誤認をした有罪判決を維持することは著しく正義に反するものであり、私たちはジュリアスさんと家族を支え、第二次再審請求をめざす決意を表明する。

2022年4月4日

ジュリアスさん(仮名)を守る会
日本国民救援会兵庫県本部
日本国民救援会中央本部